

## 令和元年度鳥取県介護サービス情報の公表に関する計画

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35に規定する「介護サービス情報の公表」の施行のため、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の2第1項に規定する「介護サービス情報の報告に関する計画」、同施行令第37条の5第1項に規定する「調査事務に関する計画」、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の47の2に規定する「調査の実施に関する指針」及び同施行令第37条の11において準用する第37条の5第1項に規定する「情報公表事務に関する計画」を次のとおり定める。

- 1 計画の基準日 平成31年4月1日
- 2 計画の期間 令和元年9月1日から令和2年3月31日まで
- 3 実施体制 介護サービス情報の公表制度の対象となる事業者（以下「公表対象事業者」という。）が報告する介護サービス情報の受理、公表及び調査等の事務は、県が行う。
- 4 計画の内容 以下のとおり

<b>(1) 介護サービス情報の報告に関すること</b> <b>(介護保険法施行令第37条の2及び介護保険法施行規則（平成11年省令第36号）第140条の48)</b>	
ア 報告の対象となる介護サービス事業所	介護保険法第115条の35第1項に規定する介護サービス事業者（以下「事業者」という。）のうち平成30年度に報告の対象となるサービスを提供する者であって、次の要件のいずれかを満たす者とする。  (ア) 基準日において指定又は許可(以下「指定等」という。)を受けており、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に支払いを受けた負担金を含めた介護報酬の金額が100万円を超える事業所等（以下「既存事業所」という。） ※別表1「介護サービス情報の公表の対象となるサービス一覧（既存事業所）」のとおりに  (イ) 計画の基準日以降、新たに介護サービスの提供を開始する事業所等（以下「新規事業所」という。） なお、休止の事業所が計画期間中に事業を再開した場合は、新規事業所としてみなす。 ※別表2「介護サービス情報の公表の対象となるサービス一覧（新規事業所）」のとおりに

	<p>上記（ア）（イ）のいずれにも該当しないが、任意で報告することを申し出た事業所（以下「任意事業所」という。）</p> <p>任意事業所が報告を希望する場合は、これを妨げないものとし、新規事業所又は既存事業所に準じて取り扱うこととする。</p> <p>※別添様式1「介護サービス情報の公表の申出書」</p>																		
<p>イ 報告の対象としない場合</p>	<p>アにおいて、前年度、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円以下の場合、事業所を休止又は廃止している場合等については、その状況を申し出た場合には、報告の対象としないことができる。</p> <p>ただし、法第71条第1項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等（事業所番号の上3桁が、「311」又は「313」で始まる訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション事業所）の場合は、国保連との連携により前年度の介護報酬の支払い額を県で確認するため、別添様式2の提出は不要とする。</p> <p>※別添様式2「介護サービス情報公表の義務がないことの申出」</p> <p>※別添様式3「事業所の休止（又は廃止）予定に関する申出書」</p>																		
<p>ウ 報告の対象となるサービス（一体的な報告を行うサービス区分別）</p>	<p>報告の対象となるサービスは次の①から⑬に該当するサービスとする。</p> <p>なお、「介護サービス情報の公表制度の施行について」（平成18年3月31日付老振発第0331007号厚生労働省老健局振興課長通知）の規定により、各区分内において、2以上の介護サービスを一体的に運営している場合には、予防サービスのみ本体サービスと一体の情報として報告し、他は各介護サービスの情報として報告するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="512 1715 1445 2063"> <thead> <tr> <th>サービスグループコード</th> <th>区 分</th> <th>サービスコード</th> <th>対 象 サ ー ビ ス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">01</td> <td rowspan="2">① 訪問介護</td> <td>110</td> <td>・訪問介護、</td> </tr> <tr> <td>710</td> <td>・夜間対応型訪問介護</td> </tr> <tr> <td>02</td> <td>②訪問入浴介護</td> <td>120</td> <td>・訪問入浴介護、 ・介護予防訪問入浴介護</td> </tr> <tr> <td>03</td> <td>③訪問看護</td> <td>130</td> <td>・訪問看護、 ・介護予防訪問看護</td> </tr> </tbody> </table>	サービスグループコード	区 分	サービスコード	対 象 サ ー ビ ス	01	① 訪問介護	110	・訪問介護、	710	・夜間対応型訪問介護	02	②訪問入浴介護	120	・訪問入浴介護、 ・介護予防訪問入浴介護	03	③訪問看護	130	・訪問看護、 ・介護予防訪問看護
サービスグループコード	区 分	サービスコード	対 象 サ ー ビ ス																
01	① 訪問介護	110	・訪問介護、																
		710	・夜間対応型訪問介護																
02	②訪問入浴介護	120	・訪問入浴介護、 ・介護予防訪問入浴介護																
03	③訪問看護	130	・訪問看護、 ・介護予防訪問看護																

	04	④ 訪問リハビリテーション	140	・訪問リハビリテーション ・介護予防訪問リハビリテーション
	05	⑤ 福祉用具貸与	170	・福祉用具貸与 ・介護予防福祉用具貸与
			410	・特定福祉用具販売 ・特定介護予防福祉用具販売
	06	⑥ 通所介護	150	・通所介護
			780	・地域密着型通所介護
			720	・認知症対応型通所介護、 ・介護予防認知症対応型通所介護
	07	⑦ 通所リハビリテーション	160	・通所リハビリテーション ・介護予防通所リハビリテーション
			155	・指定療養通所介護
	08	⑧ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）	331	・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム） ・介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
			335	・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型） ・介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）
361			・地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）	
09	⑨ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）	332	・特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム） ・介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）	
		336	・特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型） ・介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）	
		362	・地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）	
10	⑩ 介護老人福祉施設	210	・短期入所生活介護 ・介護予防短期入所生活介護	
		510	・介護老人福祉施設	
		540	・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

	11	⑪ 介護老人 保健施設	220	・短期入所療養介護 (介護老人保健施設) ・介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)
			520	・介護老人保健施設
	12	⑫ 介護療養 型医療施設	230	・短期入所療養介護 (介護療養型医療施設) ・介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設)
			530	・介護療養型医療施設
	13	⑬ 居宅介護支援	430	・居宅介護支援
	14	⑭ 特定施設 入居者生活 介護(サービス 付き高齢者 向け住宅)	334	・特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム：サービス付き高齢者向け住宅) ・介護予防特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム：サービス付き高齢者向け住宅)
			337	・特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け 住宅・外部サービス利用型)) ・介護予防特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け 住宅・外部サービス利用型))
			364	・地域密着型特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム：サービス付き高齢者向け住宅)
	15	⑮ 小規模多機 能型居宅介護	730	・小規模多機能型居宅介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護
	16	⑯ 認知症対応 型共同生活介護	320	・認知症対応型共同生活介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護
	17	⑰ 介護医療院	551	・短期入所療養介護(介護医療院)
			550	・介護医療院
	18	⑱ 定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	760	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	19	⑲ 複合型サービス (看護小規模多 機能型居宅介護)	770	・複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)

※ サービスコードの□は、予防サービスを含むもの。

※ ただし、前記にかかわらず、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護(以下「訪問看

	<p>護等」という。)のうち、法第71条第1項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等、法第72条第1項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設若しくは介護医療院、又は法第115条の11において準用する法第71条第1項本文及び法第72条第1項本文の規定により、介護予防サービスに係る法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等、介護老人保健施設若しくは介護医療院であって、指定があったものとみなされた日から起算して1年を経過しない者によって行われる訪問看護等については、報告対象事業者としない。</p>														
<p>エ 報告の内容</p>	<p>報告を必要とする情報は、法第115条の35第1項の規定に基づき、省令第140条の45に規定する別表第1に掲げる項目(以下「基本情報」という。)及び別表第2に掲げる項目(以下「運営情報」という。)であり、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 基本情報 職員体制、利用料金などの基本的な事実情報であり、事業者が報告した内容をそのまま公表する。</p> <p>(イ) 運営情報 介護サービスの内容、運営状況等であり、事業者が報告した内容をそのまま公表する。</p>														
<p>オ 事業者ごとの報告の提出期限</p>	<p>ア (ア) に該当する事業者 (既存事業者)</p> <p>・ 報告する情報：基本情報及び運営情報</p> <table border="1" data-bbox="507 1240 1442 2047"> <thead> <tr> <th rowspan="2">計画 時期</th> <th colspan="2">報告時期</th> <th rowspan="2">対象 (予防サービスがある場合は、 予防サービスも含む)</th> </tr> <tr> <th>受理開始日</th> <th>報告期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期</td> <td>9月30日(月)</td> <td>10月18日(金)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護療養型医療施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・特定施設入居者生活介護</li> <li>・地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>・認知症対応型共同生活介護</li> <li>・短期入所生活介護</li> <li>・短期入所療養介護</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>10月21日(月)</td> <td>11月8日(金)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援、</li> <li>・福祉用具貸与、</li> <li>・特定福祉用具販売</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	計画 時期	報告時期		対象 (予防サービスがある場合は、 予防サービスも含む)	受理開始日	報告期限	第1期	9月30日(月)	10月18日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護療養型医療施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・特定施設入居者生活介護</li> <li>・地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>・認知症対応型共同生活介護</li> <li>・短期入所生活介護</li> <li>・短期入所療養介護</li> </ul>	第2期	10月21日(月)	11月8日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援、</li> <li>・福祉用具貸与、</li> <li>・特定福祉用具販売</li> </ul>
計画 時期	報告時期		対象 (予防サービスがある場合は、 予防サービスも含む)												
	受理開始日	報告期限													
第1期	9月30日(月)	10月18日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護療養型医療施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・特定施設入居者生活介護</li> <li>・地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>・認知症対応型共同生活介護</li> <li>・短期入所生活介護</li> <li>・短期入所療養介護</li> </ul>												
第2期	10月21日(月)	11月8日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援、</li> <li>・福祉用具貸与、</li> <li>・特定福祉用具販売</li> </ul>												

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> </ul>	
	第3期	11月11日(月)	11月29日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護、</li> <li>・訪問入浴介護、</li> <li>・訪問看護、</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・夜間対応型訪問介護</li> </ul>
	第4期	12月2日(月)	12月20日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所介護、</li> <li>・通所リハビリテーション</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・認知症対応型通所介護</li> <li>・地域密着型通所介護</li> </ul>
	<p>ア (イ) に該当する事業者 (新規事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告する情報: <u>基本情報のみ</u></li> <li>・報告期限: 県が別途通知する日。ただし、新規指定等の日が平成31年4月1日から令和元年9月1日までの事業所は、令和元年10月18日とする。</li> </ul>			
カ 報告の方法	<p>公表対象事業者は「介護サービス情報報告システム」を利用し直接入力の上、報告する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>○介護サービス情報報告システム</p> <p><a href="https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/31/">https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/31/</a></p> </div> <p>※ 同システムに、ID及び初期パスワード(どちらも『<u>事業所番号</u>』半角数字)を入力し、ログインすること。</p> <p>※ 報告方法は、<u>事業所向け操作マニュアル</u>を参照して行うものとする。</p> <p>※ (重要) <u>昨年度の報告の際、最後にログアウトしていない場合、ID及び初期パスワードを入力すると、平成30年度の入力フォームが表示されることがあります。その場合は、一旦ログアウトしていただき、再度上記のURLからアクセスしてください。</u></p>			
<p><b>(2) 調査の実施に関する指針及び調査事務に関すること(介護保険法施行令第37条の5及び介護保険法施行規則第140条の47の2及び第140条の52)</b></p>				
ア 調査の実施に関する指針	<p>介護サービス利用者のサービス選択に資する公表情報の客観性を担保し、介護サービスの質の向上を図ることを目的として、報告内容の事実確認のために調査を実施することとし、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の35第3項で規定される都道府県知事が必要と認めるときは、次のとおりとする。</p>			

	<p>(ア) 調査の対象となる事業者について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告内容に虚偽が疑われる場合</li> <li>・ 公表内容について、利用者等から通報があった場合</li> </ul> <p>(イ) 調査項目について</p> <p>基本情報、運営情報のうち、県が必要と認める事項とする。</p>
イ 調査の実施について	<p>事業所に対する調査は、指定権者及び保険者等の関係機関と連携し、県が実施することとし、原則として事業所を訪問し面接調査の方法によって行う。調査を実施するときは、事前に対象となる事業所に対して通知する。</p>
ウ 調査結果の同意	<p>調査終了後は、調査結果について事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されるものであることについて事業者の同意を得るものとする。</p> <p>同意が得られなかった場合は、介護保険法第115条の35第4項の規定に基づく報告の内容の是正命令等の対応について検討する。</p>
<p><b>(3) 情報公表事務に関すること</b>  <b>(介護保険法施行令第37条の11において準用する介護保険法施行令第37条の5及び介護保険法施行規則第140条の60)</b></p>	
ア 事業者ごとの公表を行なう月	<p>原則として、報告を受理した事業者については当該月の翌月までとする。</p>
イ 公表の方法	<p>事業者が報告する基本情報、運営情報については、報告内容に記入漏れ等の不備がないこと等を確認して受理した後、インターネットによる公表を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>○介護サービス情報公表システム  <a href="http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/">http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/</a></p> </div>
ウ 公表対象事業所による公表	<p>公表対象事業所は、公表される自らの介護サービス情報について、事業所内の見やすい場所に掲示又は閲覧に供するなど、利用者等への情報提供を行うものとする。</p> <p>また、公表対象事業所は、利用者等が希望する場合は、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表される自らの介護サービス情報を添付することが望ましい。</p>
<p><b>(4) その他鳥取県知事が必要と認める事項</b></p>	
ア 介護サービス情報の変更の取扱い	<p>公表を行った介護サービス情報の更新は以下のとおりとし、介護保険法施行規則別表第一の一及び二に係る情報の内容に変更があった場合のみ、事業者の申出に基づき更新する。</p>

ただし、この変更は、基本情報の内容のみとし、運営情報の内容については、原則として、公表後に変更することはできない。

※ 別添様式4「介護サービス情報(基本情報)の変更に関する  
申出書」

(ア) 基本情報

公表した介護サービス情報（以下「公表情報」という。）のうち基本情報項目の修正の必要があるときは、速やかに、申出の上、「介護サービス情報報告システム」で変更する。

ただし、調査による確認を受けた基本情報項目については、県が認めた場合に限り変更することできるものとする。

(イ) 運営情報

公表情報のうち運営情報項目の修正については、報告誤り等の訂正に限り行うものとする。修正の必要があるときは、対象事業者等は速やかに県に対して報告するものとする。ただし、調査による確認を受けた運営情報項目について、調査対象事業者の報告により修正することはできないものとする。

(ウ) 事業所の特色の変更

公表対象事業所は、事業所の特色の内容に変更がある場合は、公表システムの Web ページで修正し登録することにより随時変更を行うこととする。

※介護保険法施行規則別表第一

一 事業所又は施設（以下この表において「事業所等」という。）を運営する法人又は法人でない病院、診療所若しくは薬局（以下この号において「法人等」という。）に関する事項

イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 法人等の代表者の氏名及び職名

ハ 法人等の設立年月日

ニ 法人等が介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供する介護サービス

ホ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項

二 当該報告に係る介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項

イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先



	<p>ロ 介護保険事業所番号</p> <p>ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名</p> <p>ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日（指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日）</p> <p>ホ 事業所等までの主な利用交通手段</p> <p>へ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項</p>
<p><b>(5) 苦情・相談・質問への対応</b></p>	
<p>ア 苦情対応窓口の設置</p>	<p>介護サービスの利用者及び事業者等からの苦情等に対応する窓口を設置して、苦情対応の経過を記録する。</p> <p>※別添様式5「介護サービス情報公表制度に関する相談・苦情・質問について」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(窓口) 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課  住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220  電話 0857-26-7175  ファクシミリ 0857-26-8168  E-mail <a href="mailto:choujyushakai@pref.tottori.lg.jp">choujyushakai@pref.tottori.lg.jp</a></p> </div>
<p>イ 対応方法</p>	<p>介護サービス利用者から公表情報に関する苦情を受けた場合は、必要に応じて公表対象事業所に対して照会し確認するものとする。</p> <p>また、公表対象事業所から適切な説明を得られない場合には、公表対象事業所に対して、必要に応じて調査の実施を検討し、報告内容の是正を命ずるものとする。</p>